

『年金生活者支援給付金の解説』令和4年8月版への追補

令和4年9月8日に厚生労働省令第126号が公布され、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第151号）の一部が改正されることになりました。これによって、『年金生活者支援給付金の解説』令和4年8月版の「関係法令条文集」に掲載されている年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則は、令和4年10月1日から以下のように改正されます。（下線部分が改正箇所）

なお、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の以下の条文の掲載頁は次のとおりです。

- ・則第2条：8頁 ・則第11条：51頁 ・則第15条：14頁 ・則第17条：18頁 ・則第26条：54頁
- ・則第30条：20頁 ・則第32条：32頁 ・則第41条：58頁 ・則第45条：34頁 ・則第47条：39頁
- ・則第57条：61・62頁 ・則第61条：41頁

改正後	改正前
<p>（認定の請求）</p> <p>則第2条 法第5条第1項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>（払渡方法等の変更の届出）</p> <p>則第11条 老齢年金生活者支援給付金受給者は、老齢年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項</p>	<p>（認定の請求）</p> <p>則第2条 法第5条第1項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（払渡方法等の変更の届出）</p> <p>則第11条 老齢年金生活者支援給付金受給者は、老齢年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項</p>

イ・ロ (略)

ハ 第2条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

則第15条 法第9条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第2条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(認定の請求)

則第17条 法第12条第1項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三 (略)

四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロ及びハに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

ハ 公金受取口座への払込みを希望する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第26条 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者は、補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

則第15条 法第9条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(認定の請求)

則第17条 法第12条第1項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三 (略)

四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定め

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

(新設)

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第26条 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者は、補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ

該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第17条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求)

則第30条 法第14条において準用する法第9条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第17条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(認定の請求)

則第32条 法第17条第1項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三 (略)

四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロ及びハに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

ハ 公金受取口座への払込みを希望する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第41条 障害年金生活者支援給付金受給者は、障害年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

及びロに定める事項

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求)

則第30条 法第14条において準用する法第9条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(認定の請求)

則第32条 法第17条第1項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三 (略)

四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

(新設)

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第41条 障害年金生活者支援給付金受給者は、障害年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第32条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求)

則第45条 法第19条において準用する法第9条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第32条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(認定の請求)

則第47条 法第22条第1項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二 (略)

三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロ及びハに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

ハ 公金受取口座への払込みを希望する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第57条 遺族年金生活者支援給付金受給者は、遺族年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定め

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求)

則第45条 法第19条において準用する法第9条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定め

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)

(認定の請求)

則第47条 法第22条第1項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二 (略)

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除く。) 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ (略)

(新設)

2～6 (略)

(払渡方法等の変更の届出)

則第57条 遺族年金生活者支援給付金受給者は、遺族年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第47条第1項第3号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ 第47条第1項第3号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第47条第1項第3号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

則第61条 法第24条において準用する法第9条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 第47条第1項第4号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3 (略)

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 第47条第1項第4号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ 第47条第1項第4号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
(新設)

2・3 (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

則第61条 法第24条において準用する法第9条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ (略)

(新設)

2・3 (略)